

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 土谷 喜輝

大阪市個人情報保護条例第 59 条第 2 項に基づく個人
情報の保護に関する重要な事項について（答申）

平成 26 年 7 月 18 日付け大総務第 e-120 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき実施機関が行う特定個人情報保護評価に係る第三者点検について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）により設置された当審議会が行うことが最も適当であると認められる。
- 2 審理の迅速化に資するため、当審議会に部会制を導入し、また、当審議会委員を現行の 6 人以内から 10 人以内に増員することは、審議会体制の充実につながり適当であると認められる。

第 2 審議会の判断

- 1 番号法に基づく特定個人情報保護評価に係る第三者点検について
番号法及び同法第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同法を実施するために定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づく特定個人情報保護評価書の第三者点検の方法は、同規則及び特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）では、原則として条例等に基づき設置する個人情報保護審議会等、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関による点検を受けることを想定している。

上記を踏まえると、本市の実施機関が行う特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性の審査に当たっては、個人情報の保護に関する学識経験のある者で構成され、かつ実施機関が新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときに審議し意見を述べるなど情報システムにも知見を有す

る者で構成されている当審議会が第三者点検の任を担うことが最も適当である。

2 審議会の部会制導入及び委員の増員について

当審議会では、実施機関からの不服申立て等に係る諮問に対し、現行条例の規定の中で審議の効率化に取り組んでいるが、近年、当審議会への新規の諮問件数の増加が顕著である。

当審議会への諮問件数や審議体制の見直しが急務である現況を鑑みると、諮問案件に係る審理の迅速化に向け、審議会に部会制を導入し審議会委員の定数を10人以内に増員することにより、審議会の開催回数を増やし諮問案件の審議を行うことが適当である。

3 結論

以上から、第1記載のとおり判断する。